

令和2年度出雲崎町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年7月策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第9条の規定に基づき、町における障害者就労施設等からの物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達を推進することについて、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に定める次の事業所とする。

就労継続支援事業所(B型)

4 調達の対象となる物品等

町において障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品

トイレトペーパー

(2) 役務

公園その他屋外施設の清掃又は除草作業

印刷物折り・仕分け・袋詰め作業

資源物の回収・分別作業

その他軽作業

5 物品等の調達目標

令和2年度における調達目標は、75万円とする。

6 調達の推進を図るための方策

(1) 町の障害者就労施設等から供給可能な物品等に関する情報を収集し、町の全ての機関に対してこれを適切に周知することなどにより、障害者就労施設等からの調達が図られるよう努めるものとする。

(2) 地方自治法施行令及び町財務規則等に従い、随意契約を活用しながら調

達の推進に努めるものとする。

- (3) 障害者就労施設等への発注に当たっては、可能な範囲で当該施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 町は、各年度の方針を策定又は見直ししたときは、速やかに町ホームページ等で公表する。
- (2) 町は、各年度終了後、速やかに調達実績を集計し、町ホームページ等で公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。